

発議第 5 号

つくばみらい市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及びつくばみらい市議会会議規則第 1 3 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 月 日提出

つくばみらい市議会議長 鐘ヶ江 礼生奈 様

提出者 つくばみらい市議会議員 伊藤 正実

賛成者 つくばみらい市議会議員 本間 真由美

賛成者 つくばみらい市議会議員 豊島 葵

賛成者 つくばみらい市議会議員 古川 よし枝

賛成者 つくばみらい市議会議員 直井 誠巳

賛成者 つくばみらい市議会議員 高木 寛房

賛成者 つくばみらい市議会議員 中山 治

賛成者 つくばみらい市議会議員 小林 芳子

賛成者 つくばみらい市議会議員 飯村 裕一

提案理由

全国市議会議長会において「標準市議会委員会条例」の一部改正に準じ、令和 5 年地方自治法改正による手続きのオンライン化に対応し、従来は文書で行われていた手続きがインターネットを活用したオンラインによる手続きを可能とする改正や、常用漢字の変更に伴う字句及び現在の規定では運用上の支障となり得る条文を整理し全体的な見直しを図るため、委員会条例の一部を改正するものです。